

学費返還規定

(入学前)

- 在留資格認定証明書が交付されなかった場合、選考料を除いた全額を返金します。
- 在留資格認定証明書交付後、①ビザの手続きをしない、②ビザが発給されない、③ビザは発給されたが来日前に入学を取り止めた場合には、選考料と入学金を除き、返金します。学費を支払う前に入学を取りやめた場合には、選考料と入学金を請求します。

(入学後)

- 入学後、6か月分の授業料、施設費、支払い済みの留学生保険料は返金できません。当初の予定を早めて退学する場合は、入学から6か月分の授業料、施設費、留学生保険料（加入済みのため返金不可）を除き、下記の計算方法に基づき返金します。ただし、解約事務手数料 33,000 円がかかります。返金合計額が解約事務手数料より少ない場合は清算しません。

① 授業料、施設費については3か月単位で返金します。

- ・3か月授業料：（2023年7月生以前）3か月 171,600 円（10%消費税込）
（2023年10月生以降）3か月 187,500 円（10%消費税込）
- ・施設費：（2023年7月生以前）3か月 6,600 円（10%消費税込）
（2023年10月生以降）3か月分 7,500 円（10%消費税込）

② 国民健康保険料、教材費、検定料、課外活動費については、下記の計算方法に基づき返金します。

- ・国民健康保険料：市区町村に支払い済み分（支払予定分を含む）を除いて返金
- ・教材費：配布済みテキスト代とコピー代等（1か月 1,000 円）を引いて、返金
- ・検定料：受験申込分を除いて返金
- ・課外活動費：参加しなかった場合は返金（但しキャンセル期日を過ぎた場合は返金なし）
- ・留学生保険：返金なし

- 在留期間更新許可申請が不許可となり、退学して帰国する場合は、返金できません。但し、学費支払い残額が3か月以上ある場合は、上記の計算方法により返金します。

- 学期途中で、就労・日本人配偶者等・家族滞在・定住者等の、留学以外の中長期在留者の在留資格に変更し退学する場合、在籍が1年未満の場合は、上記の計算方法での返金とし、事務解約手数料がかかります。ただし、残金が手数料の額に満たない場合、手数料はかかりません。1年以上学習した後に在留資格を変更した場合は、変更日を含む月までの授業料、施設費を除いて、月割りで返金します。解約事務手数料はかかりません。

- 法令・校則に違反し、除籍処分となった場合は、返金できません。

- 返金は、原則として帰国確認後、在留資格変更後に行います。返金に係る送金手数料は、受取人負担とします。

2024年11月

京都民際日本語学校